

令和5年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和5年8月4日(金) 13:55～15:15 橋本市役所 会議室B	
出席委員氏名	北野 栄作(委員長) 濱田 学昭 塙阪 隆	
審議対象期間	令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)令和4年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>(1)令和4年度下半期の入札・契約結果について</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p>(2)定例報告</p> <p>1. 落札率が85%ちょうどとなっている案件が多いが、どのような理由が考えられるか。</p> <p>2. 工事希望型競争入札に対して、専門工事については落札率が高いが、それは何故か。</p>	<p>応札者が現行の最低制限価格制度に対応している結果だと考えられます。最低制限価格の算出方法は情勢に応じて改正していますが今後検討が必要であると思っています。</p> <p>工事の規模が小さい案件が多かったため、落札率が高くなったと思われます。</p>
<p>【工事希望型競争入札】</p> <p>『市道慶賀野垂井線橋谷大橋補修工事』</p> <p>1. 工期が当初より2倍近く延伸しているが、この延伸は想定通りか。</p> <p>2. 増額変更の内容は何か。</p> <p>3. 当初設計の段階ではそれは判明しなかったのか、目視だけで補修箇所を設計したのか。</p>	<p>当初から繰越しを想定しております。なお、繰越しによる工期延伸がある場合は、現場説明書に当該工事が繰越し対象であること、繰り越した場合の延伸予定日を記載しています。</p> <p>工事設計書に基づき現場の再調査を実施したところ、断面及び伸縮装置について増額が必要となりました。</p> <p>当初設計はひび割れなど目視で分かる範囲が主になります。施工段階で打音調査などで再度調査し、補修が必要な箇所を確定させます。</p>
<p>【工事希望型競争入札】</p> <p>『第5次拡張事業 あやの台北部工業団地配水管(1工区)布設工事』</p> <p>1. 工期の設定が繰越し前提となっているが、発注の前倒しはできなかったのか。</p> <p>2. そのような制限があっても工期は確保できているのか。また、設定されている工期はどのように決めているのか。</p>	<p>工事場所は現在、造成工事にかかる大規模開発を行っています。汚水管、雨水管、公園等の工事との調整が必要かつ、造成工事の進捗により、発注時期が制限されますので、これ以上に前倒しすることは困難でした。</p> <p>標準工期は確保できています。標準工期は工事種別及び工事金額によって算出される工期となります。</p>
<p>【指名競争入札】</p> <p>『市道神野々南部線舗装修繕工事』</p> <p>1. 変更契約について、解体工事の内容変更をしているが、そもそもこの案件の解体工事はどのような内容か。</p> <p>2. 設計図書が変更されているが、金額に変更がないのはなぜか。</p>	<p>アスファルト舗装を切削した際に生じたアスファルト殻の処理となります。</p> <p>工事全体で数量の増減がありましたが、精算の結果、金額の増減はありませんでした。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【制限付一般競争入札】</b> 『公民館・郷土資料館建設工事』</p> <p>1. 1度、入札不調となっているが、落札者をどのような経緯で決定したか。</p> <p>2. 当初、応札者が1者だけとなり不調となっているが、他に応札がなかった理由として想定される原因は何か。</p> <p>3. 公共機関の大規模工事の公告等は年度初めが多数なので、技術者を確保しておきたいと考える業者は、年度末の工事の受注は慎重にならざるを得ない。発注時期はそれらを考慮して決定すべきではないか。</p>	<p>まず、持参方式による制限付一般競争入札で入札を行ったところ、応札者が1者のみであったため、公告の定めにより不調となりました。その後、設計図書の見直しを行い、電子入札方式による制限付一般競争入札で入札を行い、落札者を決定しました。</p> <p>入札参加資格条件、工期、発注時期、社会情勢などが考えられます。</p> <p>発注時期、工期に余裕をもった発注を心掛けるよう、各担当課には通達しています。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>1. 働き方改革により、建設業でも人手不足が顕著であるので、配置技術者規定の緩和、発注時期の検討等、橋本市においても対策必要であると考えられるが、何か対策を実施しているか。</p>	<p>配置技術者規定の緩和については和歌山県に追従し、建設業法改正に沿った緩和規定を当市でも定めています。今後、発注時期の前倒しも含め、対策を検討したいと思います。</p>